

令和6年10月22日

関係者各位

日本交通健康保険組合

健康保険被扶養者認定状況の確認の実施について

標題の件について、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導等により、当組合の定期的な被扶養者状況の確認を実施いたします。

この再確認は被保険者の皆さまが納めている保険料が適正に使われるためにも必要な事務となっておりますので、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

1. 確認の対象となる方

- ・当組合の被扶養者で18歳以上（18歳以上とは、本年4月1日において18歳の方）
※令和6年1月以降に被扶養者の認定を受けた方は除く。

今回より下記の②に該当する方のみ状況の確認を行います。

2. 確認方法

- ① マイナンバー制度における情報連携を行い、対象者となる被扶養者の収入情報から扶養認定基準を満たしているかを確認します。
- ② マイナンバーを用いて情報照会の結果、下記に該当するのみ書類を配布致します。
 - ・照会の結果、年収が扶養認定基準を満たしていない可能性がある場合
 - ・収入情報の照会ができず、収入の確認ができなかった場合
 - ・照会の結果、年収は扶養認定基準を満たしているものの、被扶養者と別居している場合
⇒該当する方は、学生証又は仕送りの証明のみご提出ください（別紙参照）

※健康保険組合のマイナンバーを活用した情報連携について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法第9条）に基づき検認対象者の収入情報を取得します。

1. 健康保険組合は行政事務を実施する「個人番号実施者」である。
2. 個人番号利用実施者（＝健康保険組合）は、保有する特定個人情報ファイル（＝個人番号）において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

3. 提出期限

同封の調査票右上に記載された提出期限までに必要書類と共に営業所へご提出頂き、職員の方へ健保宛に送付するよう依頼してください。

(今回より営業所での回収・とりまとめは実施いたしません)

※ご提出が難しい方は、健康保険組合まで直接お送りください。

4. 提出が必要な資料

別紙「健康保険被扶養者確認調書」に添付する書類一覧 をご参照ください。

(学生証又は仕送りの証明のみの方は除く)

《注意事項》

- 令和6年7月以降に当組合で入力処理された被扶養者については印字されていませんが、氏名等を追記する必要はございません。(令和6年6月末現在作成のため)
- 提出期限までに「調査書」および必要書類が提出されない場合、被扶養者の資格がなくなります。
- 必要書類の取得費用は全額被保険者(被扶養者)負担となります。
- ご提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。
- 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方のみ別途ご案内させていただきます。(資格要件を満たさなくなった日まで遡って、削除となります)
- ご提出いただいた個人情報は当該者の被扶養者資格調査および、給付業務に使用し、他の目的に使用いたしません。

確認対象者の中で、被扶養者削除をされる方は、必ず「健康保険 被保険者・被扶養者(資格取得・異動)届」に保険証を添付し所属の営業所へご提出ください。

何かご不明な点がございましたら当組合までお問い合わせください。

【参考：調査に関する法・関連通達】

- ・ 健康保険法施行規則 第50条第1項
健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる
- ・ 健康保険法施行規則 第50条第7項
第1項の規定のより検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする
- ・ 厚生労働省保険局長通知 保発第1029004号
被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること
- ・ 厚生労働省保険局保険課長通知 保発第1029005号
被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者認定の適否を再確認すること